

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)
救 助 係 長 吉元 信治 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月14日(20:00)

7月11日からの梅雨前線による大雨にかかる災害救助法の適用について
(第5報)

1 災 害 の 概 要

7月11日からの梅雨前線による大雨により、大分県、熊本県及び福岡県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県、熊本県及び福岡県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大分県】 竹田市 (たけした)	7月12日	7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【熊本県】 阿蘇市 (あそし)	7月12日		
熊本市 (くまもとし)	〃		
阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむら)	〃		
阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら)	〃		
阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福岡県】</p> <p>※久留米市（くるめし）</p> <p>※柳川市（やながわし）</p> <p>※八女市（やめし）</p> <p>※筑後市（ちくごし）</p> <p>※みやま市（みやまし）</p> <p>※うきは市（うきはし）</p> <p>※八女郡広川町 （やめぐんひろかわまち）</p>	<p>7月13日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。</p>	

(注) ※は今回適用分

- 2 今までにとられた措置
- ・避難所の設置